

大阪府福祉のまちづくり条例 逐条解説

大阪府内建築行政連絡協議会

令和7年6月

【目次】

■本書に関して		P	1
・「大阪府福祉のまちづくり条例」の構成・概要		P	1
・基準への適合義務について		P	5
・手続きの流れ（建築物）		P	6
・これまでの主な条例改正		P	6
■特別特定建築物	(政令第5条 条例第11条関係)	P	9
■建築物特定施設	(政令第6条 関係)	P	14
■基準適合義務の対象となる建築の規模	(政令第9条 条例第12条関係)	P	18
■条例対象小規模特別特定建築物に適用する建築物移動等円滑化基準	(政令第10条 条例第13条関係)	P	22
1 廊下等	(政令第11条 条例第14条関係)	P	23
2 階段	(政令第12条 条例第15条関係)	P	26
3 傾斜路	(政令第13条 条例第16条関係)	P	29
4 エスカレーター	(条例第17条関係)	P	32
5 便所	(政令第14条 条例第18条関係)	P	34
6 劇場等の客席	(政令第15条 関係)	P	55
7-1 ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室	(政令第16条 条例第19条関係)	P	57
7-2 ホテル又は旅館の一般客室	(条例第20条 条例第21条関係)	P	61
8 敷地内の通路	(政令第17条 条例第22条関係)	P	70
9 駐車場	(政令第18条 関係)	P	72
10 浴室等	(条例第23条関係)	P	76
11 移動等円滑化経路	(政令第19条 条例第24条関係)	P	79
11-1 移動等円滑化経路上の階段又は段		P	86
11-2 移動等円滑化経路を構成する出入口		P	87
11-3 移動等円滑化経路を構成する廊下等		P	90
11-4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路		P	92
11-5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター		P	94
11-6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路		P	106
11-7 移動等円滑化経路		P	108
12 標識	(政令第20条 関係)	P	110
13 案内設備	(政令第21条 条例第25条関係)	P	111
14 案内設備までの経路	(政令第22条 条例第26条関係)	P	114
15 共同住宅等に係る経路	(条例第27条関係)	P	118
16 増築等に関する適用範囲	(政令第23条 条例第28条関係)	P	122
17 制限の緩和	(条例第31条関係)	P	130
■参考資料			
・関係法令・条例等			
・案内用図記号例			
・移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）			

■ 本書に関して

本書は、大阪府福祉のまちづくり条例第3章のバリアフリー法に基づく委任条例部分について、バリアフリー法との関係を含め、具体的な運用を行う際、考慮すべきものをまとめたものである。

本書は、政令・条例改正や技術の進歩等に対応し、必要に応じて改訂を行うこととする。

「大阪府福祉のまちづくり条例」の構成

- ・第1章 総則（第1条～第5条）
目的・定義・責務
- ・第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第6条～第9条）
施策の基本方針・啓発及び学習の促進等・推進体制の整備・財政上の措置
- ・第3章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第10条～第32条）
バリアフリー法第14条第3項による委任事項等
- ・第4章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第33条～第39条）
- ・第5章 事前協議及び改善計画（第40条～第49条）
事前協議等・改善計画等・調査、勧告及び公表等
- ・第6章 雑則（第50条・第51条）
事務処理の特例・規則への委任

なお、「大阪府福祉のまちづくり条例」は、地方自治法のみに基づく自主条例部分と、バリアフリー法に基づく委任条例部分が並存する条例である。（第3章はバリアフリー法に基づく委任条例部分、第1, 2, 4, 5, 6章は自主条例部分）

「大阪府福祉のまちづくり条例」の概要

○前文

私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち全ての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受することができ、意欲や能力に応じて社会に参加することができる機会が、全ての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、全ての人が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心を育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、全ての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。

○目的（第1条）

この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

○責務（第3条～第5条）

- ・府の責務：福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定、実施
市町村への技術的助言、支援
市町村との連絡調整
- ・事業者の責務：設置・管理する施設を全ての人が安全かつ容易に利用できるよう整備、維持保全、管理
府が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力
- ・府民の責務：深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力

○府の施策（第6条～第9条）

基本方針

- ① 気運の醸成・・・府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運の醸成
- ② 都市環境の整備・・・全ての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活ができるよう都市環境を整備
- ③ 社会参加の支援・・・高齢者、障がい者等の自由な社会参加を促すための支援
- ④ 地域社会づくり・・・府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりの推進

啓発・学習の促進	ボランティア活動の支援	介助に係る人材養成
情報の提供	推進体制の整備	財政措置

○特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第10条～第32条）

バリアフリー法第14条第3項（条例への委任事項）に基づいて、福祉のまちづくり条例第3章（第10条～第32条）を定めている。

委任事項（カッコ内は、大阪府福祉のまちづくり条例における規定の事例）

- ・基準への適合義務対象に、政令第4条に定める特定建築物の中から追加すること
（学校（公立小学校等又は特別支援学校を除く）・共同住宅など）
- ・基準への適合義務対象の規模を引き下げること
（病院・官公署等：全て、物販店・飲食店等：200㎡に引き下げなど）
- ・基準を追加すること
（階段・傾斜路等の下端部への点字ブロック等の設置、子育て支援設備の設置など）

○ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第 33 条～第 39 条）

1,000 m²以上のホテル又は旅館を新築、増築、改築又は用途変更し、営業する新設等営業者は、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報（以下「移動等円滑化情報」という。）の公表に係る計画書（以下「移動等円滑化情報公表計画書」という。）を作成し、営業を開始する 14 日前までに、知事に届け出なければならない。さらに新設等営業者は、営業を開始する日までにホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により公表しなければならない。

また、既に営業している既設等営業者については、移動等円滑化情報公表計画書を知事に届け出ることができ、届け出た場合は、移動等円滑化情報をインターネット等により公表しなければならない。なお、移動等円滑化情報公表計画書を届け出ない場合においても、移動等円滑化情報をインターネット等により公表するよう努めることとしている。

○事前協議及び改善計画等（第 40 条～第 49 条）

第 4 条の規定に基づき、事業者は、都市施設を全ての人が安全かつ容易に利用することができるように整備、維持保全及び管理に努めなければならない。

また、第 40 条の規定に基づき、より一層のバリアフリー化を図るため、事業者が設置する都市施設のうち一定の用途・規模の都市施設について、大阪府及び市町村との事前協議をしなければならない。

（事前協議（第 40 条））

事前協議の対象となる都市施設は、次のとおり。

- ・ 集会場（床面積が 200 m²以上の集会室があるものを除く）
- ・ コンビニエンスストア（床面積の合計が 100 m²以上 200 m²未満のものに限る。）
- ・ 事務所（床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）
- ・ ダンスホール（床面積の合計が 1,000 m²以上のものに限る。）
- ・ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（床面積の合計が 50 m²以上 200 m²未満のものに限る。）
- ・ 工場（自動車修理工場を除き、床面積の合計が 3,000 m²以上のものに限る。）
- ・ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（床面積の合計が 300 m²以上のものに限る。）
- ・ 火葬場
- ・ 消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街
- ・ 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路
- ・ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園
- ・ 遊園地、動物園又は植物園（都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
- ・ 港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地
- ・ 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの

なお、事前協議・工事完了届の際に確認すべき内容は、次のとおり。

- ・建築物：移動等円滑化基準（条例付加分も含む）
- ・公園等：条例施行規則に定める内容
- ・道路：条例施行規則に定める内容

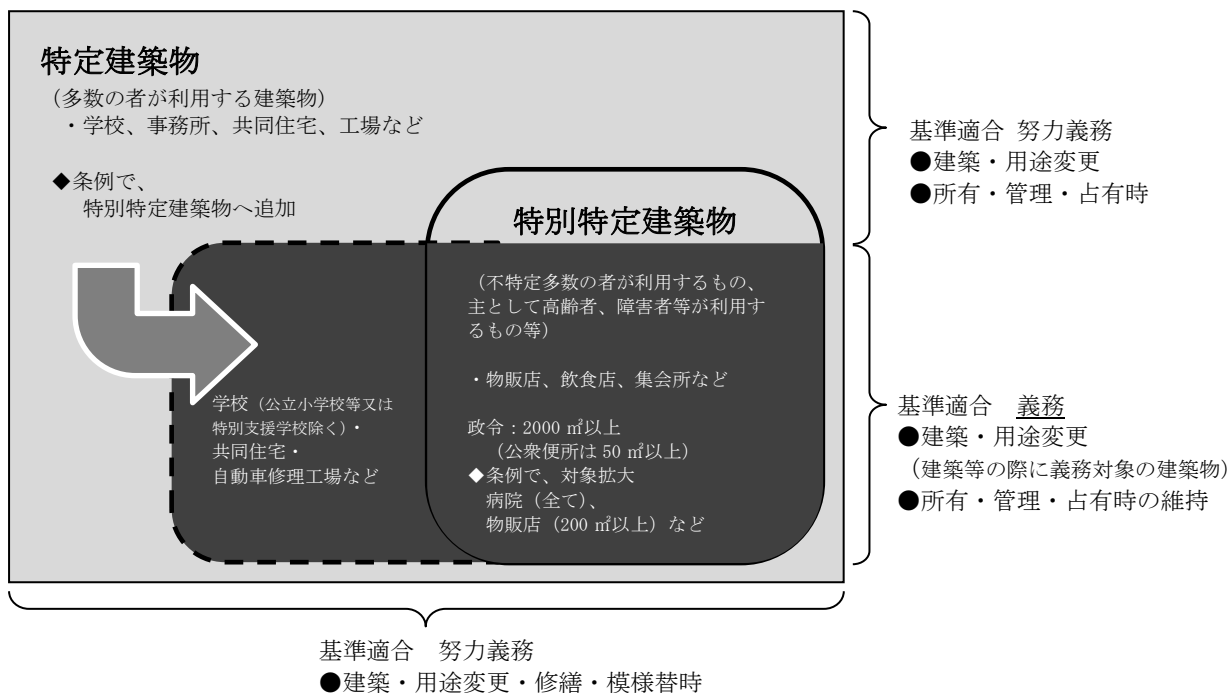
（改善計画等（第 41 条～第 44 条））

知事が要請したときは、事業者は、維持保全・管理する施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、現況調査・改善計画の作成・改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。（対象用途・規模等は第 41 条参照）

基準への適合義務について

バリアフリー法第14条第1項により、特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る床面積の合計が一定規模以上のものは、建築物移動等円滑化基準への適合義務が規定されており、同条第3項において、地方自治体の条例により対象の拡充・建築物移動等円滑化基準への付加ができると規定されている。

なお、同条第4項において、当該規定（条例で付加した事項を含む）が建築基準関係規定とみなされている。



上図における凡例：

義務対象

努力義務対象

（参照条文：バリアフリー法第14条）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

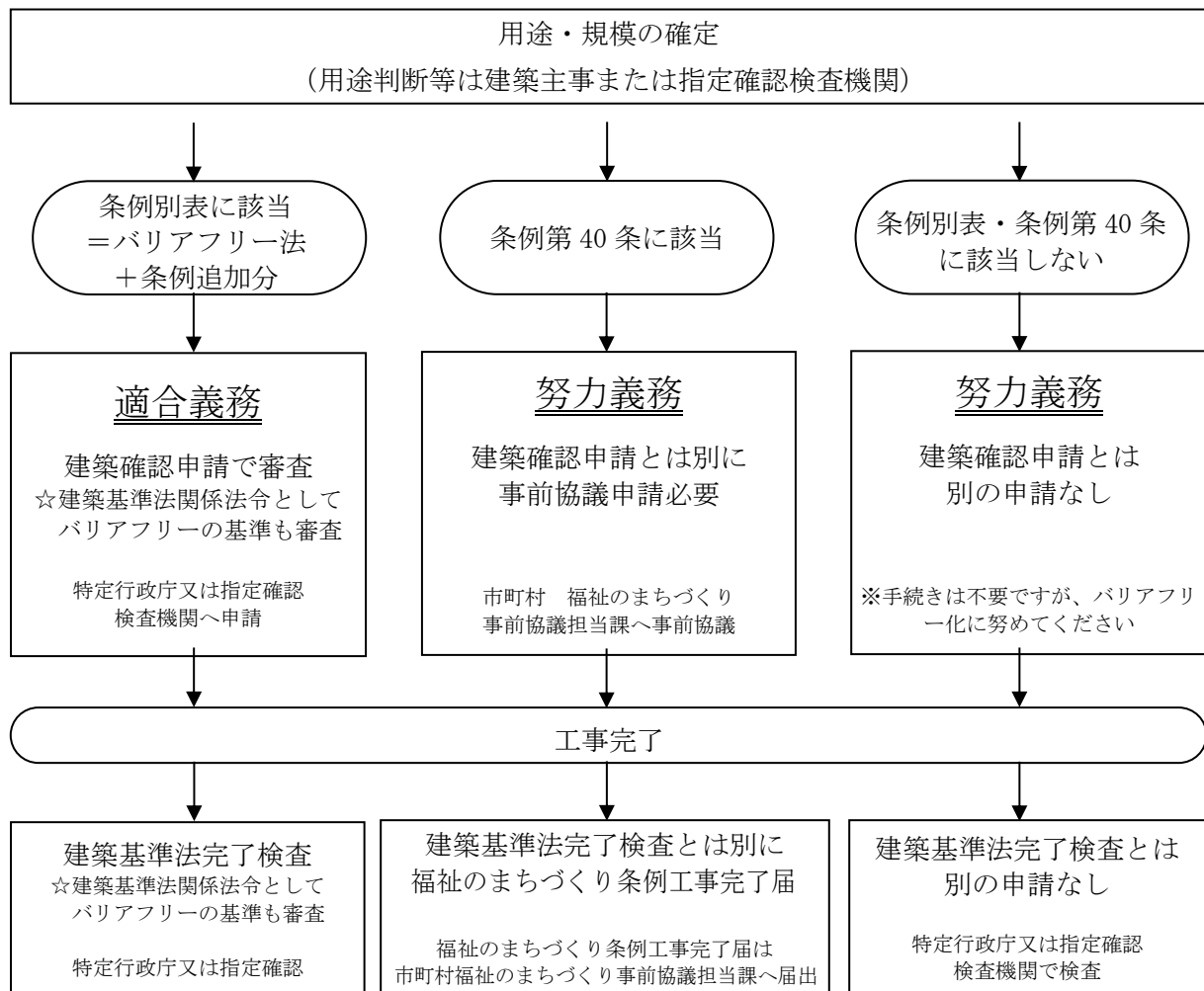
2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5－7 （略）

手続きの流れ（建築物）



これまでの主な条例改正

○条例改正（平成 21 年 10 月改正）について

バリアフリー法に基づく部分を包含した条例として、一部改正（平成 21 年 10 月 1 日施行）を行いました。

また、福祉のまちづくり条例の改正に併せ、これまでバリアフリーに関する基準適合義務を定めていた建築基準法施行条例（福祉関係規定）を廃止しました。

○条例改正（平成 26 年 12 月改正）について

平成 21 年の条例の位置づけをバリアフリー法によるものにするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成 15 年に大きく見直してから、すでに 10 年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を一部改正しました。（平成 26 年 12 月 26 日公布、平成 27 年 7 月 1 日施行）

○条例改正（令和 2 年 3 月改正）について

超高齢社会の進展等を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、ホテル又は旅館の更なるバリアフリー化を図るために、車椅子利用者用客室以外の客室（一般客室）に係るバリアフリー基準の設定、車椅子利用者用客室のバリアフリー基準の強化を図るとともに、ホテル又は旅館の営業者にハード・ソフトのバリアフリー情報の公表を求める制度を創設するなど、条例を一部改正しました。（令和 2 年 3 月 27 日公布、令和 2 年 9 月 1 日施行）

○条例改正（令和 3 年 3 月改正）について

令和 2 年 12 月に政令が改正され、適合義務の対象となる建築の規模を条例で 500 m²未満に定めた場合における移動等円滑化基準の見直しが行われました。

これに伴い、一部の規定が緩和されることになりましたが、全ての人が自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、これまでと同様の移動等円滑化基準を条例で規定するよう条例を一部改正しました。（令和 3 年 3 月 29 日公布、令和 3 年 10 月 1 日施行）

○条例改正（令和 7 年 3 月改正）について

令和 6 年 6 月に政令が改正され、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」の移動等円滑化基準の見直しが行われました。

これに伴い、一部の規定が緩和されることになりましたが、従来通りの基準が適用されるよう条例を一部改正しました。（令和 7 年 3 月●日公布、令和 7 年 6 月 1 日施行）

<本書において用いる用語・略語等>

- ・バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - ・政令：〃 施行令
 - ・法施行規則：〃 施行規則
 - ・告示：国土交通省告示（バリアフリー法関連・告示第 1481 号～第 1497 号）
 - ・条例：大阪府福祉のまちづくり条例
 - ・条例施行規則：〃 施行規則
 - ・法逐条解説：バリアフリー法逐条解説（建築物）2021 年版
 - ・建築設計標準：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ※ 法律等の用語については、各項目において解説。

<参考文献>

○バリアフリー法逐条解説（建築物）2021 年版

／令和 3 年発行／編集：日本建築行政会議（防災部会バリアフリー分科会）

／発行：日本建築行政会議

○高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

／令和 3 年発行／編集：国土交通省

○ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 | 追補版 |

／平成 31 年発行／編集：国土交通省

<主要な寸法の考え方>

主要寸法及びその意味は次のとおり。(建築設計標準 P2-285 より抜粋)

寸法	意味
80cm	車椅子で通過できる寸法
90cm	車椅子で通過しやすい寸法 通路を車椅子で通行できる寸法
120cm	通路を車椅子で通行しやすい寸法 人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車椅子使用者が転回（180 度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車椅子使用者が回転できる寸法 人と車椅子使用者がすれ違える寸法
180cm	車椅子使用者が回転しやすい寸法 車椅子使用者同士がすれ違える寸法

なお、車椅子使用者等の寸法等は「建築設計標準 第 3 章 基本寸法（P2-286～P2-289）」を参照のこと